

## 灘区「地域力を高める」手づくりの活動・事業補助金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と区役所の相互理解と信頼のもとに市民が自ら企画・提案し、灘区内で実施する地域の身近な課題に関する手づくりの活動・事業（以下「活動・事業」という。）に要する経費の全部または一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

2 この要綱で定める補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱で定める「地域力を高める」手づくりの活動・事業補助金（以下「補助・補助金」という。）は、前条の活動・事業のうち、他の支援制度の枠組みを超えた取り組みや、初動期の取り組み等を支援することで、市民と区役所とが協働によるまちづくりを進めるとともに、地域の自主性を育て、地域力を高めることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体（以下「団体」という。）とは、企画した活動の終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織であること。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするものは除く。

(補助の対象となる活動・事業)

第4条 補助の対象となる活動・事業は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 団体が灘区内で企画・実施する活動のうち、別に定める期間に実施される活動であること
- (2) 地域課題の具体的な解決や地域の活性化につながる活動であること
- (3) 市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (4) 活動開始後概ね 3 年以内の初動期における活動であること
- (5) 営利を主目的とした活動でないこと
- (6) 宗教的活動または政治的活動でないこと
- (7) 神戸市（区役所を含む）または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること
- (8) 神戸市の基本計画及び事業実施計画に反する活動でないこと
- (9) 法令に違反する活動でないこと

2 神戸市灘区長（以下「区長」という。）は、補助の対象となる活動の分野を別に定めることができる。

(補助期間)

第5条 この要綱に定める補助の期間は、4月1日から翌年の3月15日までとする。

(補助金の内容)

第6条 補助は、次条に定める補助対象経費の範囲内で行う。ただし、補助開始後1年を経過した活動・事業については補助対象経費の4分の3を、2年を経過した活動・事業については補助対象経費の2分の1を上限とする。

2 区長は、補助の対象となる活動・事業に対して、前項に定める範囲内で30万円を上限として補助をすることができる。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費とは活動・事業に要する経費とし、次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。

- (1) 第4条第1項に基づき区長が別に定める活動の実施期間外の活動に関する経費
- (2) 食料費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (3) 領収書がない等使途が不明なもの
- (4) その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第8条 補助を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、補助金交付申請書に必要書類を添付して、別に定める募集期間に申請するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 活動企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) 申請団体の規約、総会の議案、会員名簿等

(書面による要件審査)

第9条 区長は、申請案件について、書面による審査を行い、第3条および第4条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請団体に対して通知する。

(公開企画提案会の開催)

第10条 区長は前条により不採択とならなかった団体に対し、公開企画提案会での提案説明を求めることができる。

(企画審査委員会)

第11条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、企画審査委員会を設置するものとする。

- 2 企画審査委員会は、第7条に定める申請書類及び公開企画提案会での提案説明により、活動内容に関する意見を述べることができる。
- 3 企画審査委員会は、公益性・計画性(実現可能性)・効果・先駆性・将来性に関する意見を述べることができる。

(補助金交付予定額の決定)

第12条 区長は、申請案件について、補助金交付予定額通知書(様式第6号)により速やかに補助の採否及び補助金の予定額を決定し、申請団体に対して通知する。

- 2 前項の場合においては、企画審査委員会の意見を尊重しなければならない。
- 3 第1項の場合において、区長は、補助金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(活動の変更等)

第13条 第11条第1項の補助金交付予定額通知を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書(様式第7号)を、当該事業を中止(廃止)する場合には、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第12号)を区長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合には、その内容について慎重に審査し、計画変更承認通知書(様式第8号)、又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式13号)により採択団体に対して通知する。
- 3 前項の場合において、区長は、著しい変更により補助金の交付の目的を達することができないと認めるときは、不承認とすることができる。

(交付額の確定等)

第14条 採択団体は、活動終了後、速やかに必要書類を添えて活動・事業報告書を提出するものとする。

- (1) 活動・事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算報告書(様式第10号)
- (3) 領収書(または請求書と振込書)原本
- (4) 記録写真・パンフレット・チラシ等
- (5) 振込先口座変更届(第16号)

※補助金交付申請書（様式第 1 号）から振込先口座を変更する場合

2 区長は、前項の活動・事業報告書を審査のうえ、補助金の金額を決定し、補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により通知し、速やかに補助金を採択団体へ支払うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は補助金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

3 活動の実施が第 1 項から第 2 項によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに一部補助金を支払うことができるものとする。

（活動の調査・評価等）

第 15 条 区長は、補助を受けた団体に対し、活動終了後、活動の効果または実績のヒアリングを行うことができる。補助を受けた団体は区長からのヒアリングの求めに応じなければならない。

2 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対して、活動の関係資料の提出を求め、または、必要な調査を行うことができる。

3 区長は、前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

（補助金の取消等）

第 16 条 区長は、補助金の交付または補助金交付予定額通知もしくは補助金交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により採択団体に通知するものとする。

(1) 補助金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき

(2) 補助金を補助対象活動以外に使用したとき

(3) 補助金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(4) 前条の調査または措置要求に従わないとき

(5) その他区長が補助金を交付するに適しないと認めるとき

2 区長は前項の規程に該当する団体に対し、補助金交付予定額または交付確定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった補助金の一部または全部の返還を命じることができる。

（代表者の変更）

第 17 条 採択団体は、代表者に変更が生じた場合は、速やかに代表者変更届出書（様式第 17 号）を提出するものとする。

（活動報告書の備置き及び閲覧）

第 18 条 補助金の交付を受けた団体は、第 13 条第 1 項に定める活動報告書を、補助金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 補助金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助に関して必要な事項は区長が定める。

（施行細目の委任）

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり課長が定める。

(書類の様式)

第21条 次の表の書類の項に掲げる様式は、前各条の様式番号に対応するものとする。

書類	様式
補助金交付申請書	様式第1号
団体概要	様式第2号
活動企画書	様式第3号
収支予算書	様式第4号
補助金不交付決定通知書	様式第5号
補助金予定額決定通知書	様式第6号
計画変更申請書	様式第7号
計画変更承認通知書	様式第8号
活動・事業報告書	様式第9号
収支決算報告書	様式第10号
補助金交付額確定通知書	様式第11号
補助事業中止(廃止)承認申請書	様式第12号
補助事業中止(廃止)承認通知書	様式第13号
補助金交付決定取消通知書	様式第14号
代表者変更届出書	様式第15号
振込先口座変更届	様式第16号

附 則

この要綱は平成15年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成15年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

ただし、改正後の規定は、令和4年度分以後の補助金について適用し、令和3年度分以前の補助金については、なお従前の例による。